

関電ガスなっトクプラン for 中央電力

おまとめサービス請求規約

第1条（本規約）

1. 関電ガスなっトクプラン for 中央電力おまとめサービス請求規約（以下「本規約」といいます。）は、中央電力株式会社（以下「当社」といいます。）が関西電力株式会社（以下「当該ガス小売事業者」といいます。）とお客さまとの間で締結する関電ガス「なっトクプラン for 中央電力」（以下「ガス契約」といいます。）およびガス契約の成立と同時に締結される「中央電力おまとめサービス」契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、お客さまが当該ガス小売事業者を支払義務を負うガス料金を、当社がお客さまに代わって当該ガス小売事業者に対して支払い、お客さまから当該ガス小売事業者への直接支払いを不要とするサービス（以下「本サービス」といいます。）における各種条件を定めるものです。
 2. お客さまは本サービスの申込みと同時に、本規約に同意されたものとします。
 3. 当社は、当社ホームページに開示するなどの手段を用いてお客さまに事前に通知をしたうえで、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの各種条件は、変更後の本規約に準拠するものとします。
- なお、本規約の変更は、当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページに開示した時点で効力を生じるものといたします。

(<https://www.denryoku.co.jp/index.html>)

第2条（合算請求）

1. 当社は、ガス契約に基づくガス料金をお客さまに請求し、また、当社がお客さまの入居されているマンション等の集合住宅に対し現に提供している当社および当該ガス小売事業者の指定するマンション一括受電サービス（以下「一括受電サービス」といいます。）を提供している場合には、当該一括受電サービスの利用料金とガス料金を、ひとつにまとめてお客さまに請求（以下「合算請求」といいます。）いたします。なお、お客さまは、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって当該ガス小売事業者に対して支払うことに同意するものとします。
2. 本サービスは、お客さまの当該ガス小売事業者に対する支払債務を当社が保証するものではありません。

第3条（本サービス提供の条件）

1. 当社は、本サービスについて、当社所定の申込方法によって申込みを受け付けます。なお、お客さまは、本規約に同意のうえ、当社へ申込みを行うものとします。
2. 当社は、お客さまがガス契約の申込書の同意事項に同意いただけた場合には、お客さまからの申込みを承諾し、お客さまと当社との間で本契約が成立するものとします。

第4条（本サービス提供の料金）

本サービス提供の料金は、無料とします。

第5条（立替払いと支払請求）

ガス料金については、当社と当該ガス小売事業者との定めに基づき、当社が当該ガス小売事業者への立替払いを行い、次の各号に定めるいずれかの方法によりお客さまにガス料金を請求します。なお、合算請求を行うにあたり、本サービスの提供時において、現にお客さまが一括受電サービスの引き落としとして指定している銀行口座、またはクレジットカードを変更される場合、現に指定している様式にて変更対応を承ります。

- ① お客さまがガス料金と一括受電サービスの合算料金を現に指定されている利用料金引き落とし口座より支払う場合、当社または当社が委託する収納代行業者からお客さまに請求いたします。
- ② お客さまがガス料金と一括受電サービスの合算料金を現に利用料金の引き落としとして指定しているクレジットカードにより支払う場合、当該お客さまがご契約されているクレジットカード会社からお客さまに請求いたします。
- ③ 当社は、①②にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、料金を支払っていただくことがあります。この場合、①②にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払いこまれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

第6条（ガス料金の支払い）

1. お客さままたは請求先契約者（3項に定めます。）は、ガス料金と一括受電サービスの合算料金を、前条に定める方

法により、当社が定める所定の期日（以下「支払期限日」といいます。）までに、当社にお支払いいただくものとします。なお、請求するガス料金については、ガス契約に準ずることとします。

2. 前項に定める支払期限日は、当社が指定する月分の一括受電サービスの利用料金に係る支払義務発生日の翌日から起算して30日といたします。なお、支払期限日が日曜日または銀行法第15条1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
3. お客さまは、ガス料金の請求先がお客さま以外の方（以下「請求先契約者」といいます。）である場合、ガス料金が請求先契約者に請求されることについて、ガス契約の締結前に、請求先契約者から同意を得るものとします。なお、当社は、お客さまがガス契約の申込みを行ったことをもって、当該請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。
4. お客さまがガス契約を廃止しようとするときは、当該ガス小売事業者に対して廃止を申し出る必要があります。
5. 請求内容に誤りがあった場合などは、その過不足金額を翌月の請求時に精算いたします。ただし、ガス契約の廃止その他の理由により、翌月の請求が発生しない場合には、別途精算を行うものとします。
6. ガス料金の分割支払いはお受けすることができません。また、ガス料金の他に、お客さまへのご請求（一括受電サービスの利用料金を含むがこれに限らないものとします。）がある場合、ガス料金のみを対象としたお支払いはお受けすることができません。

第7条（請求パターン）

1. 当社は、一括受電サービスの利用料金の請求日に、合算料金をお客さまに請求いたします。
2. 請求書には、ガス料金と一括受電サービスの利用料金を合算した料金を記載いたします。ただし、ガスと電気の対象検針月は異なるものといたします。

第8条（遅延損害金および支払い順序）

1. お客さまが、支払期限日を経過してなお本サービスに関する支払債務の履行を遅延した場合には、当社は、お客さまに対し支払期限日の翌日から支払いの日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求いたします。なお、ガス料金、

一括受電サービスの利用料金および遅延損害金は、すべて合算した料金をお支払いいただくものとします。

2. ガス料金、一括受電サービスの利用料金および遅延損害金について、二月以上の支払債務があるときは、支払義務の発生した順に各月の合算料金をお支払いいただきます。

第9条（本契約の有効期間および終了）

1. 本契約の有効期間は、お客さまと当該ガス小売事業者とのガス契約の有効期間に準ずることといたします。
2. ガス契約が廃止または解約された場合には、事由の如何を問わず、本契約は当然に終了するものといたします。

第10条（ガス契約の解約事前通知）

当社は、当社が定める支払期限日までにガス料金を含む合算料金の支払いを確認できなかったお客さまに対し、以下の各号に掲げる通知を当該ガス小売事業者に代わって実施します。以下の通知後ガス料金の入金を確認できなかった場合、当該ガス小売事業者によりガスの供給停止、解約となります。

- ① 供給停止および解約を行う15日程度前の予告通知
- ② 供給停止および解約を行う5日程度前の予告通知

第11条（免責）

当社は、当社の責めとならない理由により発生した本契約に起因した如何なる損害についても、お客さまに対して損害賠償の責めを負わないものとします。

第12条（権利・義務譲渡の禁止）

お客さまは、本サービスに関する権利・義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第13条（お客さまに係る情報の利用）

1. 当社は、お客さまに係る情報（当社が直接または当該ガス小売事業者等からお客さまに関して取得する氏名、住所、電話番号および契約者識別符号等の全てのお客さまの情報をいい、当社が本サービスまたは一括受電サービスに関して取得するお客さまの情報を含みますがこれに限りません。以下同様とします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

- ① お客さまからの一般的な問い合わせ、また緊急時の

問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等の契約者に対する取り扱い業務

- ② 本サービス提供における課金計算に係る業務
 - ③ 本サービス提供における料金請求に係る業務
 - ④ その他上記業務に付随する業務
2. 前項に定める他、当該ガス小売事業者および当社が別に定める共同利用者と共同利用を行う場合においては、お客さまに係る情報を、前項①から④（但し、上記①については当社を共同利用者と読み替えます。）に定める目的で共同利用するものとします。
 3. 前項の場合において、当社の情報セキュリティ責任者は、共同利用に係るお客さまの情報について、責任を有するものとします。
 4. お客さまは、当社が前各項の条件に従い、お客さまに係る情報を利用することに同意するものとします。

第14条（その他事項）

マンション一括受電サービスの利用料金に関する事項については、当社が別途定める「マンション一括受電サービス利用規約」等に準ずることとします。

第15条（協議事項）

当社およびお客さまは、本規約により生じる権利・義務を誠実に履行し、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものとします。

第16条（管轄裁判所）

本規約その他本契約に関して生じた係争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

附 則

（施行）

本規約は、平成29年4月1日より施行します。

平成29年1月10日 制定